

社会福祉法人紡ぎの里後援会会則

(目的)

第1条 この社会福祉法人紡ぎの里後援会(以下「会」という。)は、「どんなに障害が重くても地域の中で輝く」を合言葉に障害者の働く場、集いの場として社会福祉法人紡ぎの里の設置した「共同作業所なかよし村」その他、紡ぎの里の実施する事業の運営を支え、地域での障害者福祉を共に考えながら歩むことを目的とする。

(事務所の所在地)

第2条 この会の所在地を「共同作業所なかよし村」に置く。

(会員)

第3条 この会に会員を置く。

- 2 会員は、この会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。ただし、会の運営には直接携わらない。
- 3 会員は、自由に入会、脱会をすることができる。

(会費)

第4条 この会の会費は、年間1口1000円を基本とし、何口でも可能とする。会員に配布される会報代は、会費に含まれる。

(役員)

第5条 この会には、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局員 | 数名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 理事 | 数名 |
| (7) 監事 | 2名 |

(役員の仕事)

第6条 役職である会長、副会長、事務局長、会計は、改選当初の役員での互選により選出する。

- 2 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が何らかの理由で職務を遂行できないときは、副会長が職務を代行する。
- 4 事務局長は、この会に関する事務全般を行う。事務局員は事務局長を補佐する。
- 5 会計は、この会に関する会計事務を行う。
- 6 理事は、この会の事業に関して意見を述べ、審議する。
- 7 監事は、この会の事業及び会計を監査しなければならない。
- 8 監事は、毎年定期的に監査報告を作成し、必要があると認めたときは、役員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(役員選任)

第8条 役員は、後援会員の3分の2以上の同意を得て、後援会長が委嘱する。

(役員会)

第9条 この会の運営は、役員をもって組織する役員会によって行う。ただし、日常の軽易な運営は会長がこれを役員会に報告する。

2 役員会は、会長がこれを招集する。

3 会長は、役員総数の3分の1以上の役員または監事から会議に付議すべき事項を示して役員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを召集しなければならない。

4 役員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 役員会は役員総数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。委任状をもって出席とする。

6 役員議決は、出席委員の3分の2以上を持って決議する。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年の3月31日を持って終わる。

(付則)

この会則は、平成18年7月1日から施行する。

平成21年5月15日 一部改訂

令和5年5月12日 一部改訂